

2024年3月15日

各位

株式会社 SBI証券

## 東京証券取引所及び大阪取引所による処分について

弊社は、2024年1月12日付で金融庁より行政処分を受けましたが、本事案につきまして2024年3月15日付で株式会社東京証券取引所より過怠金1億円の賦課、株式会社大阪取引所より戒告の処分を受けました。

このたびの処分を受ける事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの処分を厳粛に受け止め、今後、より一層の経営管理態勢及び内部管理態勢の強化・充実に努め、再発の防止ならびに皆さまの信頼回復に向けて、役職員一同全力で努めてまいります。

以上